

芝浦工業大学 学生総合保障制度(SAFEシステム)

(2022年度 改訂版)



芝浦工業大学

SHIBAURA INSTITUTE OF TECHNOLOGY

新入生及び
保証人（学費納入者等）各位

芝浦工業大学

芝浦工業大学学生総合保障制度(SAFEシステム)について

本学では、すべての新入生諸君が心身共に健康にして学業生活を全うできるよう、さらには経済面でも安心して学業を続けられるように、「芝浦工業大学学生総合保障制度」(SAFEシステム)を設けております。

学生生活を送る間には、経済的な面で学生生活の継続を阻害するようないろいろな出来事があります。本保障制度はこのような出来事にできるだけ細かく対応し、経済的な面での学業継続を援助するために設けたものです。

このような総合的なシステムで、しかも運用費用を大学が全額負担しての対応は日本の大学では稀なものです。

この冊子は、本制度の内容についてまとめたものです。皆様の制度ご理解の一助となれば幸いです。

以上

学生総合保障制度の目的

1. 学生生活継続の阻害要因として考えられるいろいろなケース

- (1) 一般的な経済的困窮
- (2) 家計支持者の収入激減によって起こる学費支出の困難
一事業倒産、被災害、失職、病気、事故障害、長期入院加療など
- (3) 家計支持者との生別による学費支出の困難
- (4) 家計支持者との死別による学費支出の困難
- (5) 学生が何らかの個人賠償責任を負ったため、その支出負担で学費支出に影響が出る場合
- (6) 大学の活動中（正課、課外）、通学中、日常生活中に学生が事故で死亡した場合
- (7) 大学の活動中（正課、課外）、通学中、学生が事故で入院、通院する場合
- (8) 大学の活動中（正課、課外）、通学中、日常生活中に学生が事故のため後遺症を負った場合

2. 上記の諸ケースへの対応策として採用した制度

日本学生支援機構奨学金という一般的な経済的援助のほかに、「芝浦工業大学特別奨学金」及び「芝浦工業大学緊急時奨学金」の二つの独自の奨学金制度を設けています。これは家計の急変に対応するための奨学金です。さらに、「学生教育研究災害傷害保険」と「学生総合保険」に在学生全員が加入する制度を整備し、学生や保証人の事故に対応する体制を整えました。

本保障制度に運用費用、保険料の負担も含め、すべて本学の拠出金によって賄われていますので、学生並びに保証人（学費納入者等）の皆様のご負担は全く生じません。

また、学生、家計支持者及びその家族の悩みに関する問題解決の糸口を見出せるようフリーダイヤルで専門スタッフに健康・医療・ストレスに関する相談が出来る「加入者サービス」を採用しました。

なお、上記の保障制度における奨学金の他に、自活支援・国外研修・留学支援・語学研修支援及び課外活動支援のための奨学金制度を設け、学生生活を様々な角度からバックアップしています。（この奨学金に関する詳細は本冊子の12ページを参照してください）。

II. 制度の内容と適用の事例

学生総合保障制度の内容は次の通りです。また、その制度と阻害要因の対応関係は、「諸アクシデントによる経済的な学生生活継続阻害要因への対応一覧表」（6～7ページに掲載）を参照してください。

1. 貸与奨学金について

奨学金制度は最短修業年限を基本として、学費の支弁が困難な場合と経済的な事由が急変したような場合が対象となるものです。

(1) 奨学金の種類と貸与額

〔日本学生支援機構奨学金〕

奨学金の種類	資格者	対象者	貸与額	
(ハ) 日本学生支援機構奨学金 第一種：無利息貸与	学業、人物共に特に優れ、経済的理由により著しく修学困難なもの	大学院生（博士）	80,000円または122,000円(月額)	
		大学院生（修士）	50,000円または88,000円(月額)	
		学部生	自宅	54,000円、40,000円、 30,000円、20,000円（月額）
			自宅外	64,000円、50,000円、40,000円 30,000円、20,000円（月額）
(ニ) 日本学生支援機構奨学金 第二種：有利息貸与	学業、人物共に優れ、経済的理由により修学困難なもの	大学院生（博士）	月額15万・13万・10万円 8万・5万円 の中から選択	
		大学院生（修士）		
		学部生	月額2万から12万円 までの1万円単位 の中から選択	

注)日本学生支援機構の第二種奨学金は、卒業（修了）後に貸与額（返還残額）に対して、利息（年利上限3%）がつきます。

注)学部生は、2020年度入学生の貸与金額です。

2. 災害傷害保険について

保険制度は、学業等活動中の補償と日常生活上の補償との二面から構成された内容で補償されますが、あくまでも不慮の事故を対象とするものです。

例えば学生本人のケガや、他人をケガさせたり他人の物を壊したり、その他の災害※や傷害に対するものです。

ただし、火災はこの保険から除外されますが、貸与奨学金は対象となります。保険については海外での事故にも適用されます。

傷害事故とは、急激、外来、偶然ないわゆるケガであり、疾病は対象となりません。

※地震・津波・噴火による災害は、学生総合保険のみが対象となります。

(1) 保険制度の構成と保険金額

被保険者	保障項目	学生教育研究災害傷害保険 (正課または課外活動中の補償)		学生総合保険 (日常生活上の補償)
学 生 本 人	偶然な事故による ケガで死亡	正課授業	2,000万円まで	100万円
		課外活動	1,000万円まで	
		通 学 中	1,000万円まで	
	偶然な事故による ケガで入院	正課授業	4,000円(1日につき)	—
		課外活動	4,000円(1日につき)	
		通 学 中	4,000円(1日につき)	
	偶然な事故による ケガで通院	正課授業	3,000円～30万円まで (1日以上)	—
		課外授業	3万円～30万円まで (14日以上)	
		通 学 中	6,000円～30万円まで (4日以上)	
	偶然な事故による ケガで後遺傷害	正課授業	3,000万円まで	100万円まで
		課外活動	1,500万円まで	
		通 学 中	1,500万円まで	
個人賠償	—	—	1億円まで	
保証人(学費納入者等)の偶然な事故によるケガで死亡	—	—	年額120万円まで 残余最短修業年限 の学費に充当する	
契約会社	(公財)日本国際教育支援協会	AIG損害保険株式会社		

(2) 保険期間

在学生の最短修業年限とし、原則として入学年度の4月1日から卒業・終了年度の3月31日(ただし、大学院修士・博士課程10月入学生については院修了年度の9月30日)までとしますが、休学・留年等により修業年限が延長される場合、自動的に保険期間が延長されます。

(3) 保険金の支払い

万一、災害、傷害等が発生した場合は、その程度や種類に応じ、奨学金を貸与したり、保険金は保険会社よりお支払いします。

ただし、保証人(学費納入者等)が偶然な事故によるケガで死亡された場合の保険金は、原則として残余最短修業学年の学費に充当させていただきます。

※保証人(学費納入者等)が死亡された場合は、保険の対象となる、ならないにかかわらず、必ず学生課に届出してください。

なお、保険制度において保険が適用されない主な場合は以下の通りです。

事故	学生教育研究災害傷害保険	学生総合保険
学 生 本 人	・故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線、放射能、無資格運転、酒酔い運転、自動車・バイク等による競技・競争、危険な運動等による傷害。	・故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、戦争、暴動、放射線、放射能、無資格運転、酒酔い運転、自動車・バイク等による競技・競争、危険な運動等による傷害。
正 保 証 人	—	・故意、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線、放射能、職務、暴行、自動車等による損害、同居の親族、生計を共にする別居の親族等に対する損害賠償責任。 ・学生本人の「傷害事故」の項に同じ。

事例

- 体育館で課外活動中に左鎖骨を骨折した。(傷害・学内)
- 通学中に自転車で路地から通りに出たところ通りかかった他の自転車と接触し、相手にケガを負わせて賠償責任を負った場合。(対人・学外)
- 休み時間中にキャンパス内で遊んでいた学生が蹴ったボールが窓ガラスに当たり破損した。
- キャンパス内移動中にながらスマホをしており、他の学生にぶつかりケガを負わせた。

諸アクシデントによる経済的な学生生活継続阻害要因への対応一覧

●：主たる対応手段 ○：従たる対応手段

阻 害 要 因	日本学生支援機構奨学金	学生教育研究 災害傷害保険	学生総合保険
一般的な経済的困窮	●	——	——
家計支持者の事故死による学費支出の困難	○ 緊急採用（一種） ○ 応急採用（二種）	——	● 学費相当額の補償 （P 4 参照）
家計支持者の病死による学費支出の困難	● ” ● ”	——	——
家計支持者の事業倒産等による学費支出の困難	● ” ● ”	——	——
家庭の被災等による収入の激減での学費支出	● ” ● ”	——	——
家計支持者の生別による学費支出の困難	● ” ● ”	——	——
家計支持者の失職による学費支出の困難	● ” ● ”	——	——
家計支持者の病気、あるいは事故による収入減での学費支出困難	● ” ● ”	——	——
家計支持者の長期入院加療による学費支出困難	——	——	——
学生が個人賠償を負ったことによる学費支出困難	——	——	● 1億円迄
学生が正課または課外活動中に偶然な事故によるケガで死亡したとき	——	● 正課中2,000万円迄 ● 課 外1,000万円迄	○ 100万円
学生が正課または課外活動中でないとき偶然な事故によるケガで死亡したとき	——	——	● 100万円
学生が通学中に偶然な事故によるケガで死亡したとき	——	● 通学中1,000万円迄	● 100万円
学生が正課または課外活動中、または通学中に偶然な事故によるケガをし、入院・通院する場合	——	● ケースに応じ多様 （P 4 参照）	——
学生が正課または課外活動中に偶然な事故によるケガで後遺症を負ったとき	——	● ケースに応じ多様 （P 4 参照）	● 100万円迄
学生が正課または課外活動中でないとき偶然な事故によるケガで後遺症を負ったとき	——	——	● 100万円迄
学生が通学中に偶然な事故によるケガで後遺症を負ったとき	——	● 通学中1,500万円迄	● 100万円迄
学生が、学内または学外で偶然な事故により、他人の身体に危害を与えたまたは器物を破損したとき	——	——	● 1億円迄 保険会社承認の範囲

III.申請手続きについて

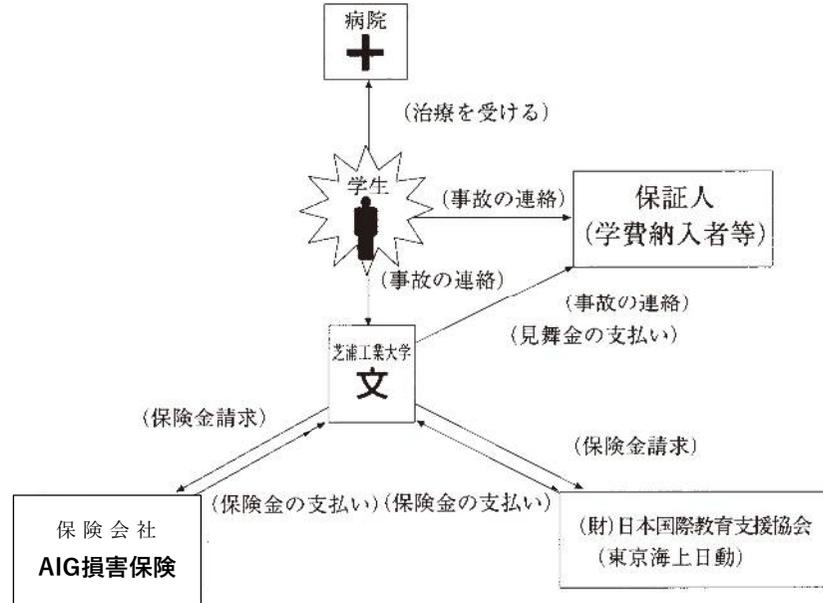
1. 奨学金制度

随時学生課で相談を受けますが、日本学生支援機構奨学金は毎年4月に定期募集、年1回自活支援奨学金の募集をしていますので、ScombZのお知らせに注意してください。

2. 保険制度

その都度学生課または各キャンパスの保健室へご連絡ください。

(1) 学生本人のケガまたは死亡の場合

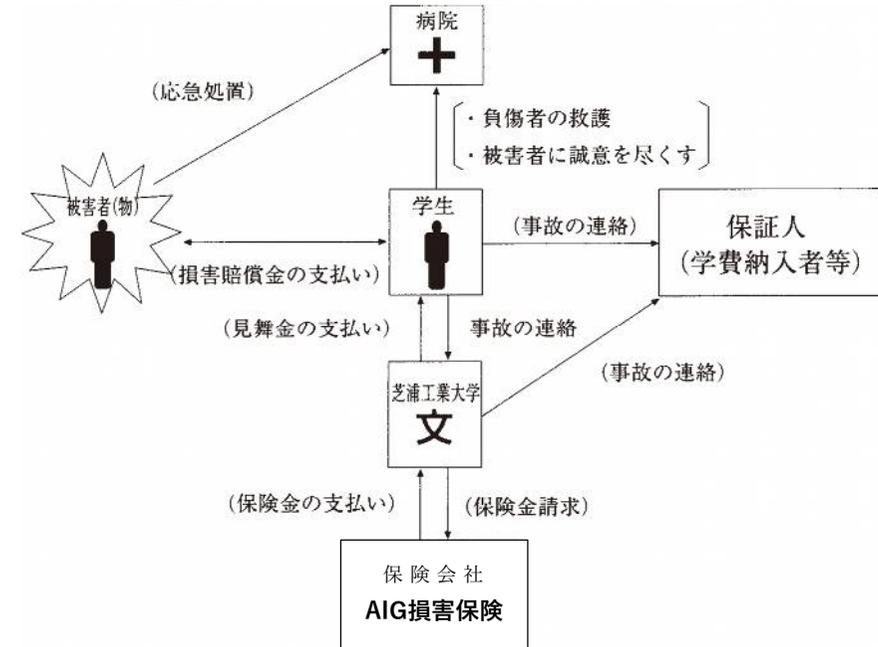


- (必要書類)
- ・ 傷害保険金請求書および委任状
 - ・ 事故証明書
 - ・ 医師の診断書
 - ・ 法定相続人または被保険者の印鑑証明書
 - ・ 法定相続人または被保険者の戸籍謄本
 - ・ 運転免許証 (コピー)
 - ・ その他保険会社が必要と認める書類

- (必要書類)
- ・ 傷害保険金請求書
 - ・ 事故証明書
 - ・ 医師の診断書
 - ・ 法定相続人または被保険者の印鑑証明書
 - ・ 法定相続人または被保険者の戸籍謄本
 - ・ 入通院日数を記載した医療機関の証明書類

※必要書類は傷害事故の内容によって、一部省略出来る場合があります。
 ※保険適用のケガや事故であっても、学生課への報告が1か月以上経過した場合は保険適用にならないことがありますので注意してください。

(2) 学生本人が他人をケガさせたり、他人の物を壊した場合

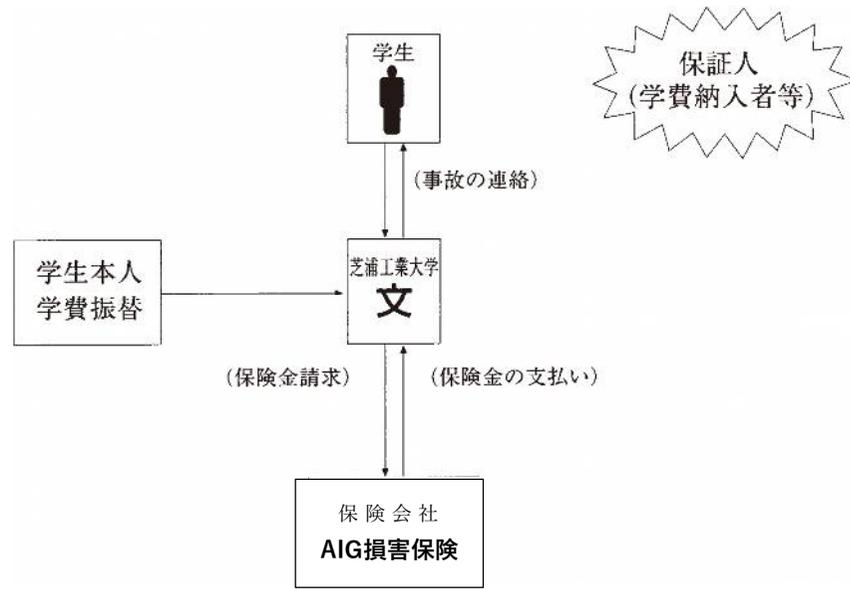


(必要書類)

- ・ 個人賠償保険金請求書
- ・ 事故内容報告書
- ・ 損害を証明する書類
- ・ 示談書
- ・ 続柄を証明する書類
- ・ 写真
- ・ その他保険会社が必要と認める場合

※必要書類は損害賠償事故の内容によって一部省略出来る場合があります。
 ※損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受け保険会社の承認を必要とします。被害額の全てが補償されるとはかぎりませんので注意してください。

(3) 保証人が偶然な事故によるケガで死亡した場合



(必要書類)

- ・ 傷害保険金請求書および委任状
- ・ 事故証明書
- ・ 医師の死亡診断書
- ・ 被保険者の印鑑証明書
- ・ 保証人 (学費納入者等) の戸籍謄本
- ・ 在学証明書
- ・ その他保険会社が必要と認める場合

※必要書類は死亡事故の内容によって一部省略出来る場合があります。

IV.A | Gのご加入者サービスご案内

① ハロー健康相談24

ご加入のお子さまとご家族対象

経験豊かな医師、保健師、看護師などが、健康・医療・ストレスに関して電話でアドバイスします。医療機関に関する情報も提供します。

受付時間 24時間年中無休

真夜中の急病 | 人に話にくい病気 | 薬の不安・疑問

お近くの医療機関を検索できます。
<http://t-pec.jp/>

たとえばこんな時、お気軽にご相談ください。

相談例

- ▶ 熱が38.5度もあります。深夜でも診てもらえる病院が近くにありますか?
- ▶ 昼間、公園で足首をひねってしまった。夜になって腫れがひどくなってきたのですが…
- ▶ 火傷をしてしまった。応急手当はどうしたらいいのですか?

② セカンドオピニオンアレンジサービス

ご加入のお子さまとご家族対象

各専門分野の総合相談医*がお子さまの病症状についてセカンドオピニオンを提供します。

- 1 サービスのご予約とご準備
加入者証をご用意のうえ、お電話ください。総合相談医*と日程調整を行います。合わせてご準備いただきたい資料(診療情報提供書、検査データなど)をご案内します。
- 2 セカンドオピニオン
予約日時に指定の医療機関へお越しください。現在の診断に対する見解や今後の治療方針、方法について総合相談医*にご相談ください。
- 3 優秀専門臨床医*のご紹介
総合相談医が優秀専門臨床医*による治療が必要と判断した場合には、総合相談医より紹介状(診療情報提供書)が渡されます。

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(祝日・12/31～1/3を除く)

(*ティーベック株式会社の用語定義によります。紹介状の発行及び診療はティーベックサービス外となります。)
※病名等が判明している場合に限り、ご利用できます。 ※心療内科・精神科・美容外科・歯科および口腔外科など対象とならない診療科があります。
※入院や転院目的のご利用はできません。

③ メンタルケアカウンセリングサービス

ご加入のお子さまと保護者(1)対象

心理カウンセラーによる面談カウンセリングを年間3回まで提供します。

(*)保護者の方の面談カウンセリングについては、ご加入のお子さまの子育てによるものに限ります。オンライン面談をご希望の場合は、初回受付時にオンライン面談希望とお伝えください。

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く)

- 1 サービスのご予約とご準備
加入者証をご用意のうえ、お電話ください。心の専門家と日程調整の後、ご予約のお手続きをします。
- 2 心理カウンセラーによる面談
ご送付された利用者カード、問診票と身分証明書をご持参ください。
- 3 医療機関情報等のご案内
カウンセリング後、必要に応じて医療機関をご案内します。

(ご注意) ①②③のサービスについて
※ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
※各サービスともご利用にあたって諸条件があります。ご利用の際にはお電話でご確認ください。
※ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合がありますので、ご不明点はお問い合わせください。
※当サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

☎: 0120-381-071 (通話料無料)

音声ガイダンスで①～③をお選びください。

①ハロー健康相談24 ②セカンドオピニオンアレンジサービス ③メンタルケアカウンセリングサービス

④ 弁護士相談サービス

ご加入のお子さまと保護者対象

経験豊富な弁護士が身近に存在する法律相談をお受けします。

ご相談例

- 相続で揉めないようにするためには?
- SNSやインターネットで中傷被害を受けている。

受付時間 10:00～17:00(土日・祝日、弁護士事務所休業日を除く)
※Webでのご相談は24時間・年中無休で受け付けています。

電話での相談 ☎: 03-5501-7220

Webでの相談 URL: <https://t-pec.jp/websoudan/>

◆どちらもご使用にはユーザー名・パスワードが必要になります。
ユーザー名: aig-ben パスワード: aig7220

※ご利用は1相談、1回15分となります。 ※小笠原六川国際総合法律事務所がご提供します。

V. 芝浦工業大学後援会奨学金

芝浦工業大学後援会は、在校生父母等を会員とする団体で、学生生活の向上、教育の充実および研究の発展を支援することを目的として、様々な事業を展開しています。必要のある人は、積極的に利用してください。問い合わせ先は、各校舎の学生課まで。

【芝浦工業大学後援会奨学金一覧】

(2021年度実績)

奨学金の名称	給・貸別	給付額	給付期間等	出願資格	出願方法
芝浦工業大学後援会 自活支援奨学金	給付	月額25,000円 1年分を一括 給付	採用時に定められた月より、その年度の3月まで（各年度において再出願可）	原則として首都圏（一都六県）以外から本学に入学し、保証人が後援会正会員である学部及び大学院の学生 また、学業成績優秀で家計支持者が住民税非課税及びそれに準じる者	毎年定められた時期に、必要書類を奨学金担当窓口へ提出（出願時期は別途案内）

VI. 連絡先について

芝浦工業大学	豊洲キャンパス 豊洲学事部学生課 (教室棟2F)	〒135-8548 東京都江東区豊洲 3 - 7 - 5 代表 03 (5859) 7000 直通 03 (5859) 7370 FAX 03 (5859) 7371
	大宮キャンパス 大宮学事部学生課 (2号館1F)	〒330-8570 埼玉県さいたま市見沼区深作307 代表 048 (683) 2020 直通 048 (687) 5105 FAX 048 (687) 5119
	芝浦キャンパス 芝浦学事部学事・学生課 (7F) <small>※2022年9月 豊洲キャンパス移転</small>	〒108-8548 東京都港区芝浦 3 - 9 - 14 直通 03 (6722) 2600 FAX 03 (6722) 2601
取扱代理店	イーコーズ株式会社	〒103-0002 東京都中央区馬喰町1 - 5 - 3 陽光日本橋馬喰町ビル TEL 03 (5614) 0506 FAX 03 (5614) 0979
相談窓口	芝浦工業大学事業法人 (株) エスアイテック 豊洲キャンパス 交流棟2F奥	〒135-8548 東京都江東区豊洲 3 - 7 - 5 芝浦工業大学内 TEL 03 (3534) 3751 FAX 03 (5859) 7931